

令和 8 年 7 月 17 日

保護者の皆様

愛媛県公立高等学校等奨学のための給付金手続きについて

愛媛県では、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、裏面の支給要件を満たす生徒の保護者等に対し、「奨学のための給付金（返済不要、申請必要）」を支給しています。**（就学支援金とは別の制度で、支給要件も異なります。）**

つきましては、**支給要件を満たす保護者の方は、申請書類等を 令和 8 年 9 月 4 日（金）までに事務室へ御提出ください。**

今回の給付金申請手続きについて、学校では支給要件を満たすか否かの判断が事前にはできません。そのため、**必ず御家庭で、支給要件に該当するかどうかを御確認ください。**

申請に必要な様式は、本校定時制ホームページトップ画面の「事務室からのお知らせ」≫「奨学のための給付金の申請について」≫「提出書類」に掲載しています。ダウンロードして御利用ください。ダウンロードができない場合は、事務室へお越しください。

また、**家計急変による申請を希望する場合は、申請書類等をお渡ししますので、令和 8 年 7 月 31 日（金）までに事務室へお越しください。**

【お問い合わせ先】
愛媛県立松山南高等学校
事務室 福本
Tel 089-941-5431

裏面もご確認ください

令和8年度愛媛県公立高等学校等奨学のための給付金 支給申請等に係る手続きについて

愛媛県では、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、次の要件を満たす高等学校等の生徒の保護者等に対し、「奨学のための給付金（返済不要、申請必要）」を支給します。該当する方は、各学校を通じて申請してください。

記

1 支給要件（基準日（原則7月1日）に次の要件を全て満たすこと）

（1）保護者等が愛媛県内に住所を有している

※ 愛媛県外に在住の場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

（2）保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が182,500円未満の世帯（生活保護受給世帯を含む）

※ 失職や倒産等の事由により保護者等の収入が激減し、保護者等全員の住民税所得割が182,500円未満の世帯に相当すると認められる場合は、給付金の支給申請が可能です。詳しくは、在籍する学校へお問い合わせください。

（3）平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した生徒で、基準日に在学している

※ 基準日に休学している場合は支給対象外です。

2 支給額（対象生徒1人当たりの年額）

世帯区分	通信制以外	通信制
生活保護（生業扶助）受給世帯	32,300円	32,300円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額非課税世帯	143,700円	50,500円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が105,500円未満である世帯 （目安：年収270～380万円相当の世帯） ※就学支援金等が旧制度対象となっている場合、対象外	47,900円	16,830円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が182,500円未満である世帯 （目安：年収380～490万円相当の世帯） ※就学支援金等が旧制度対象となっている場合、対象外	35,930円	12,630円

拡充

※ 年収はあくまでも目安です。世帯は、両親のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯を想定しています。制度に該当するかは、お住まいの市町から通知された市町民税・県民税特別徴収税額の決定通知書等をご確認ください。

3 申請書等配布場所

- 愛媛県内の国公立高等学校等の事務室
- 教育総務課施設厚生室（松山市一番町四丁目4-2 愛媛県庁第一別館11階）
- 東予教育事務所（西条市喜多川796-1 東予地方局6階）
- 中予教育事務所（松山市北持田町132 中予地方局6階）
- 南予教育事務所（宇和島市天神町7-1 南予地方局6階）
- 愛媛県ホームページからダウンロード <https://www.pref.ehime.jp/page/3913.html>

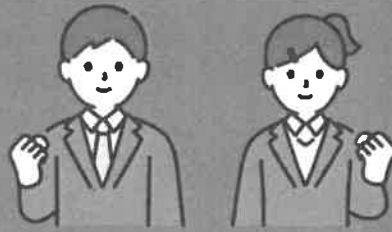
※県庁ホームページのトップ画面にある検索バーで「公立 奨学のための給付金」と検索いただくとスムーズです。

【問合先】愛媛県立松山南高等学校事務室
TEL：089-941-5431

大切なお知らせ



高校生の 学びを支えます。



奨学のための
給付金

高校生等奨学給付金

教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する
返還不要の給付金です。

対象世帯

- 生活保護世帯 ・ 住民税所得割が非課税の世帯
- 年収270万円以上380万円未満の世帯 **拡充**
- 年収380万円以上490万円未満の世帯 **拡充**

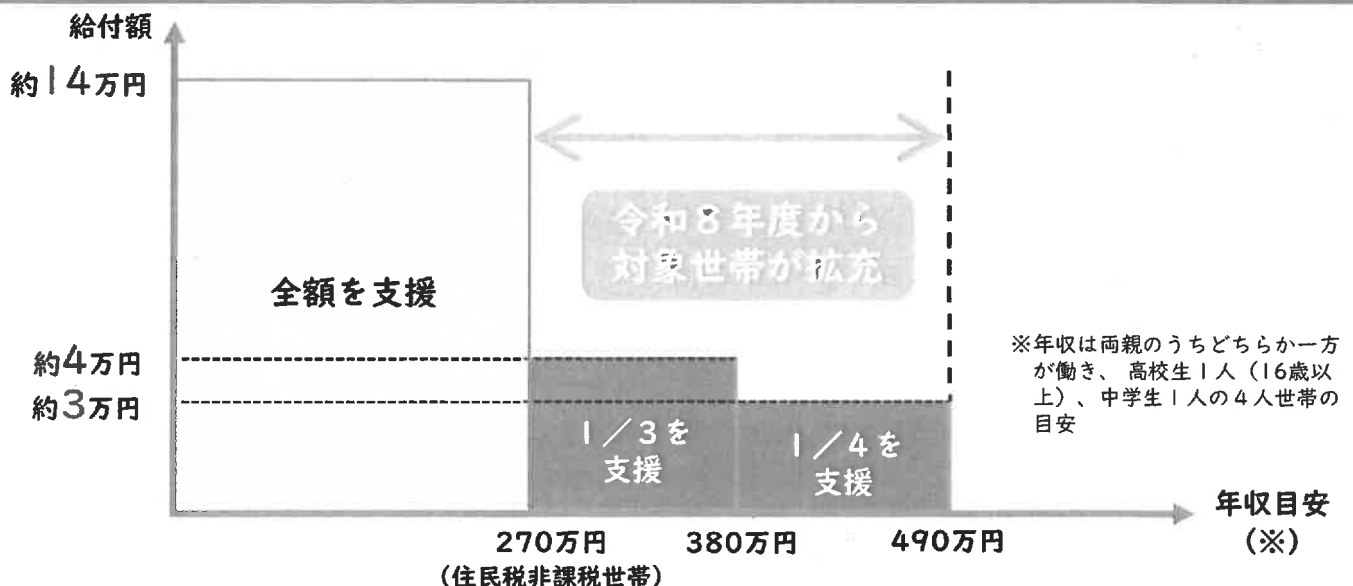
※ 生徒の国籍・在留資格等で対象となる世帯の範囲が異なります(詳細は次頁参照)。
※ 家計が急変して上記の世帯になった場合も対象になります。

お申し込み

- お住まいの都道府県または学校への申し込みが必要です。
- 新入生は、4～6月に一部早期支給の申請ができます。

※ 授業料支援の高等学校等就学支援金とは別々に申し込みが必要です。
※ 都道府県によって実施状況が異なります。

令和8年度の支援イメージ（国公立高校・全日制の場合）



詳しくは、お住まいの都道府県または学校にお問い合わせください。

文部科学省のwebサイトに都道府県のお問合せ先などを掲載しています。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm



生徒等の国籍・在留資格等に関する要件

国籍・在留資格等の要件

必要書類

高等学校等（外国人学校を除く）に在学する以下の国籍・在留資格等を有する生徒等の世帯

- ①日本国籍を有する者
- ②特別永住者
- ③永住者
- ④日本人の配偶者等
- ⑤永住者の配偶者等
- ⑥定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
- ⑦家族滞在のうち小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

生徒等の以下のいずれかの書類

- ・就学支援金等の支給決定通知の写し
- ・特別永住者証明書の写し
- ・在留カードの写し
- ・住民票の写し（原本）

（家族滞在は以下の書類も提出）
・小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

生徒等の以下のいずれかの書類

- ・就学支援金等の支給決定通知の写し
- ・在留カードの写し

高等学校等に在学する①以外の生徒等及び外国人学校に在学する生徒等の世帯

お住いの都道府県によって必要書類が異なる場合があります。



保護者等の所得に関する要件

ご自身の所得割額などはマイナポータルで「わたしの情報」から確認できます。



保護者等全員の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額（※）により判定します。

※生活保護世帯は生徒等の生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況により判定

所得要件

必要書類

上記①の生徒等の世帯で以下のいずれかに該当する世帯

- ・生活保護世帯
- ・住民税非課税世帯
- ・所得割額の合算額が100円～105,500円の世帯（年収270～380万円世帯）
- ・所得割額の合算額が105,500円～182,500円の世帯（年収380～490万円世帯）

以下のいずれかの書類

- ・生徒等の生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書
- ・保護者等全員の課税証明書又は非課税証明書 等

上記②の生徒等の世帯で以下のいずれかに該当する世帯

- ・生活保護世帯
- ・住民税非課税世帯

令和8年度の給付額

令和8年度 給付額 (年額)		生活保護世帯・ 住民税非課税世帯 (年収270万円未満世帯)		所得割額が 100円以上105,500円未満 (年収270～380万円世帯)		所得割額が 105,500円以上182,500円未満 (年収380～490万円世帯)	
		国公立	私立	国公立	私立	国公立	私立
生活保護世帯		3万2,300円	5万2,600円				
上記以外 の世帯	全日制等	14万3,700円	15万2,000円	4万7,900円	5万670円	3万5,930円	3万8,000円
	通信制	5万500円	5万2,100円	1万6,830円	1万7,370円	1万2,630円	1万3,030円

家計急変支援について

- ・保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職などの都道府県が定める家計急変事由が発生したことで、従前得ていた収入を得ることができない場合に支援を受けることができます。
- ・家計急変事由が発生した場合、速やかにお住まいの都道府県または学校へ相談して下さい。

主な
要件

対象となる家計急変事由に該当

世帯年収が所得要件相当まで減少

※生徒等の国籍・在留資格によって基準が異なります。

給付額

7月1日
までの急変

年額を給付
(R8.9.4までに申請必要)

7月2日
以降の急変

年額を月割りにした額を給付
(R9.3.1までに申請必要)